

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

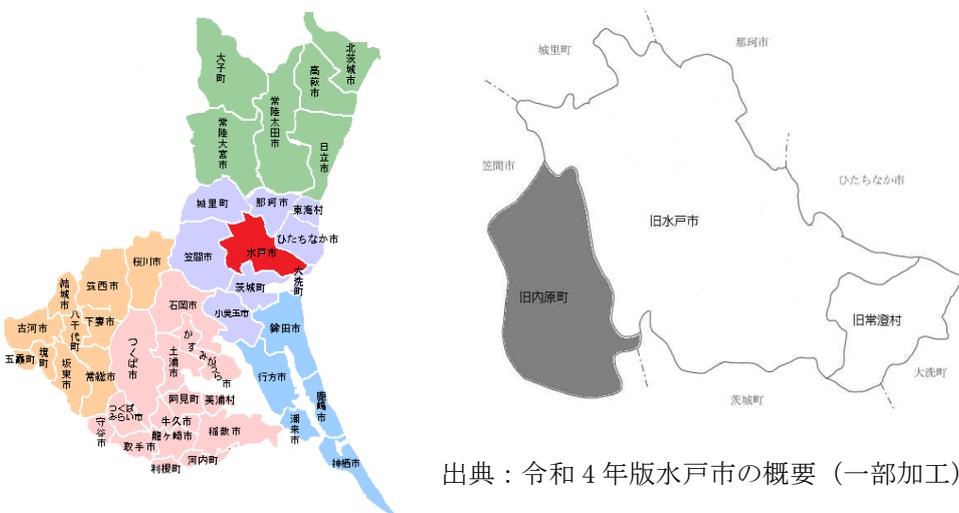
(1) 地域の概要

水戸市は首都東京から約100kmの距離にあり、関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在地であり、北側はひたちなか市、那珂市に接しており、東側は大洗町に、南側は茨城町に、西側は笠間市、城里町に接している。

地形は低地地区の南東部、台地地区の中央部、丘陵地区の北西部に分けられる。低地地区では水田地帯が広がっている。台地地区では畑作農業が盛んであり、また商業・業務機能を持つ中心市街地が形成されている。丘陵地区では、豊かな緑地帯となっており公園等が点在している。市街のほぼ中央には、日本三名園の一つである偕楽園や千波湖を中心とした大規模公園・緑地が広がり、本市が誇る自然景観が形つくられている。

当市は平成4年3月3日に常澄村、平成17年2月1日に内原町(41.55K㎡)と合併して現在の水戸市(217.43K㎡)が誕生した。

当商工会の管轄地域は、旧内原町地域であり、水戸市内・ひたちなか市・日立市等への通勤者を中心に内原駅周辺での住宅立地が進んでいる。



(2) 地域の災害等のリスク

①地震（J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市は今後30年以内に震度6弱以上の激しい揺れに襲われる確率が80%以上発生するとされている。

②洪水（市ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、3mを超える浸水が予想されており、特に、桜川流域に隣接する杉崎・中原・大足地区は大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水被害が予想されている。

③土砂災害（市ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、当内原地区内に土砂災害警戒区域は存在していない。

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

⑤原子力災害

当市は、対象施設から概ね半径30km内に位置しており、原子力災害対策指針において、UPZに位置付けられている。

◆茨城県を震源地とした被害想定					
	地震名	地震名	想定の見点	地震規模	水戸市内原の最大震度
1	茨城県南部の地震	茨城県南部	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	Mw7.3	6強
2	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	F1断層	県北部の活断層による地震の被害	Mw7.1	5強
3	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	茨城県沖～房総半島沖	津波による被害	Mw8.4	6弱

茨城県南部地震による水戸市の被害想定（ケース：冬深夜）

		水戸市	茨城県
建物被害	全壊	80棟	2,800棟
	焼失	10棟	5,300棟
	半壊	870棟	32,000棟
人的被害	死者数（倒壊）	10人	180人
	負傷者数	90人	4,720人
電力被害	停電件数	161,000軒	1,523,000軒
	停電率	85%	84%
上水道被害	断水人口	234,000人	2,356,000軒
	断水率	87%	86%
通信被害	不通回線数	46,000回線	401,000回線
	不通回線率	85%	83%

出典：茨城県防災・危機管理課想定調査

<原子力災害：水戸市地域防災計画（原子力災害対策の概要）>

原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針において、対象施設から概ね半径30kmを「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」と位置付けている。

この考え方を踏まえ、水戸市の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおり示されている。

< 地 区 名 >

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域								
大足町	杉崎町	有賀町	中原町	牛伏町	黒磯町	田島町	三ノ輪町	小原町
三湯町	築地町	内原町	内原1丁目	内原2丁目	五平町	小原町	赤尾関町	
高田町	鯉淵町	下野町						

(3) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 670事業所
- ・ 小規模事業者数 446事業所

※内原地区内の各事業所において災害リスクが広く点在している。

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	241	161	市内に広く分布する。
製造業	74	49	市内各地に点在する。
卸売業	11	7	市内に広く点在する。
小売業	94	63	市内に広く点在する。
飲食・宿泊業	38	25	市内各地に点在する。
サービス業	170	113	市内に広く点在する。
その他	42	28	市内に広く点在する。
合計	670	446	

(出典：商工会実態調査)

(4) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定
- ・ 防災・避難訓練の実施
- ・ 防災備品の分散備蓄
- ・ 防災倉庫の設置

- ・ 指定避難所の指定及び耐震化の実施
- ・ 福祉避難所の整備
- ・ 緊急避難所の指定（津波対策）
- ・ 海拔表示板の設置
- ・ 避難所への太陽光発電設備（蓄電装置付き）、特設公衆電話、電気自動車（EV）パワーステーションの設置
- ・ 災害情報伝達体制の強化（FMラジオの活用、無線機（MCA）の避難所等への導入、緊急速報メールの活用のほか、防災行政無線（内原・常澄地区）、電子サイレン（那珂川流域）、広報車、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、フェイスブックなどの情報発信ツールを複合的に利用）
- ・ 防災ラジオの配布
- ・ 自治体及び各種団体、市民センターとの連携
- ・ 土のうステーションの設置
- ・ ハザードマップの更新・配布
- ・ 民間井戸の活用制度創設（災害時生活用水協力井戸）
- ・ 地域防災組織への支援・連携強化

<感染症対策関係>

- ・ 感染症対策本部の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・ 感染症に伴う支援策（支援金、補助金、貸付金等）の実施

2) 当会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知及びBCP策定セミナーの周知

小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解させていくために新たな防災や減災に取り組む小規模事業者への専門家派遣について周知を行うとともに、上部団体等関係機関主催する危機管理やBCP策定に関するセミナーに関して市内の小規模事業者等への周知を行っている。

②損害保険の周知と加入促進

全国商工会連合会では中小企業PL保険制度、ビジネス総合保険制度、業務災害補償プランの普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

③災害発生時の市行政への状況報告及び情報の提供と実態の把握

災害発生時に市内の商工業者の被害状況を電話等にて把握し、各状況と被害件数等を詳細に係する市部課に報告し連携した支援体制をとっている。

④相談窓口の設置

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金への対応など、関連する施策の情報提供を行っている。

⑤影響調査の実施

当会役員等を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を毎月実施し、茨城県商工会連合会へ報告している。

⑥インフルエンザ予防接種費用一部負担

毎年、インフルエンザ予防接種費用を一部負担することで接種機会を増やし、事業所内の感染拡大を予防している。

⑦防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、工具類、ゴミ袋など、防災用品を当館に備蓄している。

II 課題

現状では、緊急時の取組みについて緊急避難警報等に対応する即時避難に留まり、水戸市及び商工会が連携して協力体制を構築し具体的な体制やマニュアルを整備していない。加えて、平時・緊急時の対応に備え、各人が行動に移せるノウハウも十分に持ち合わせていない。

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止への新たな対策が従来に加えて必要となる。あらゆる業種が影響を受け、被害損失も過大となることが予想され、現下、感染終息にも目途がたたない状況下では対策を講じるには難しい状況であるが、企業の事業活動、地域経済の停滞を及ぼし、自身、従業員・家族などへの感染リスクに伴う命の危険に対し、万一の場合を想定し方向性を確立する必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大期に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要を周知するなどが必要である。

III 目標

(1) 自然災害

- ・水戸市内原地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前の対策・対応策の必要性を周知する。発災後は被災企業の情報収集や支援メニューの紹介方法を確認し、事前の対策・対応策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡・共有体制を円滑に行うため、当会と当市との被害情報報告ルートを再構築し具現化を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるようまた水戸市内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から講ずる。

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。事業継続力強化計画認定2社/年
- ・経営指導員等のBCP策定支援に関するスキル向上 経営指導員等向けのBCP関連の研修を積極的に受講し、スキルアップを図るとともに、専門家等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 感染症

- ・茨城県や水戸市などの行政や、茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・商工会内に感染者等が発生した場合、水戸市保健所等への報告や事務所内への入館制限・消毒等についてあらかじめ当会独自のBCPに盛り込んでおく。
- ・消毒液や体温測定器の設置など感染予防対策を講じた上での来客者の対応や、Line、Teams、Zoom等を活用した非接触型システム等を活用した相談窓口体制など、感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応策に取り組めるようにする。災害時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、事務所や電力等の執務環境に係る施設機能の確保が必要である。このため、事務所の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。このため、事務所の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。

1) 小規模事業者に対する災害のリスクの周知

企業の巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

会報やホームページ、SNS等の電子媒体において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症については、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等に関する事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

上部団体の茨城県商工会連合会と連携し、発災後必要に応じて業務に対して臨時的に支援を募る。なお、当市とも同様とする。

茨城県火災共済協同組合と連携し、地域内事業者に対し普及啓発セミナーや万一に備え損害保険の紹介説明会を実施する。

感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付休業補償など）の紹介等を実施する。

近隣商工会とBCPや新型コロナウイルス感染対策に関するセミナーの共催を依頼する。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP当取組状況を確認する。

事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員等が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどのフォローを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会は、本市が実施する「水戸市いっせい防災訓練」等に積極的に参加するとともに、訓練に合わせて連絡ルートの確認等を行う。

震度5以上の地震や台風の通過等による自然災害が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発生後の対策 >

下記の手順にて地域内の被害状況を把握し、本市担当課並びに関係機関へ連絡する。

I 大規模自然災害

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内にすべての職員の安否確認を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や、発災後の業務従事に支障があるかどうかについても確認する。また、自宅等近隣の状況把握と情報共有も併せて行う。
- ・被害状況等を当会及び本市並びに県連合会とも共有し、速やかに県担当課へ情報提供を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本市において、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針決定を行う。職員自身が身の危険を感じた場合は安全確保をし、警報等解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の、命令指揮系統等の序列、役割分担を決定しておく。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に本市及び県連合会と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

II 感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害状況の共有

- ・ 当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

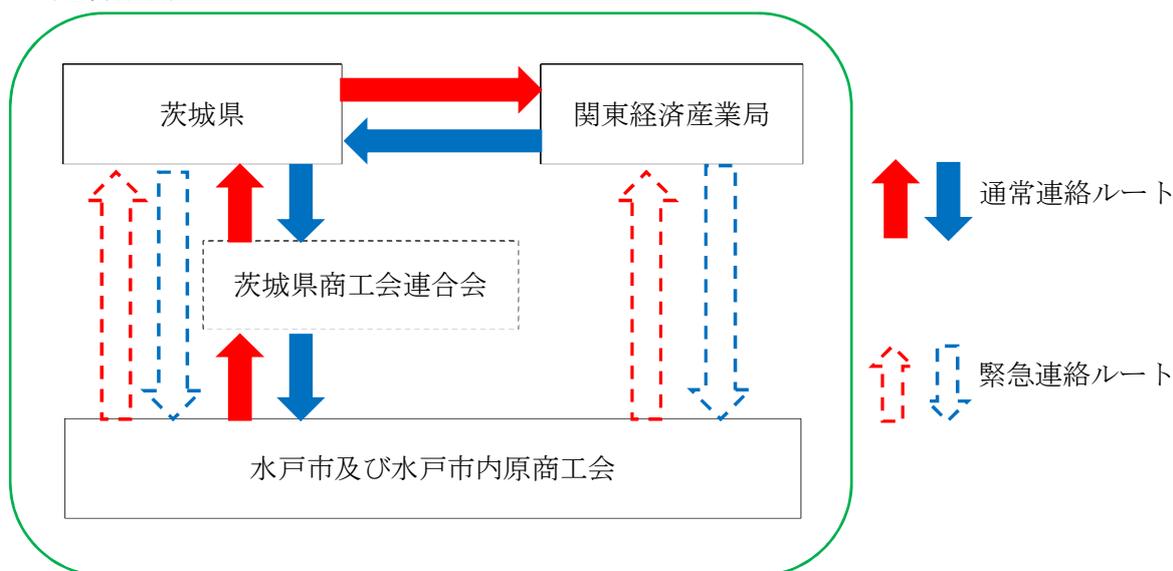
4) 被害情報の報告

- ・ 当市と当商工会とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次災害を防止するため、被害地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会または水戸市より茨城県へ報告する。

(連携体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

<table border="1" style="float: right;"> <tr><td>団体名称</td><td></td></tr> <tr><td>代表者</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> </table>		団体名称		代表者		電話番号																																																																												
団体名称																																																																																		
代表者																																																																																		
電話番号																																																																																		
<p>○調査団体の被害の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">人的被害</th> <th style="width: 33%;">物的被害</th> <th style="width: 33%;">その他</th> </tr> <tr> <td> 死傷者、災害救助が必要な被害者数 () </td> <td> 倒壊した物、損壊、取壊、廃棄等被害の被害状況 () </td> <td> 洪水以外の被害の種類(内注は「資料2」の被害がなくても、調査対象が被害を受けたことにより、調査対象に被害がなかった場合にも) </td> </tr> </table>		人的被害	物的被害	その他	死傷者、災害救助が必要な被害者数 ()	倒壊した物、損壊、取壊、廃棄等被害の被害状況 ()	洪水以外の被害の種類(内注は「資料2」の被害がなくても、調査対象が被害を受けたことにより、調査対象に被害がなかった場合にも)																																																																											
人的被害	物的被害	その他																																																																																
死傷者、災害救助が必要な被害者数 ()	倒壊した物、損壊、取壊、廃棄等被害の被害状況 ()	洪水以外の被害の種類(内注は「資料2」の被害がなくても、調査対象が被害を受けたことにより、調査対象に被害がなかった場合にも)																																																																																
<p>○調査団体の被害状況(注:調査対象事業(1)の調査対象(1)以内)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">事業種別</th> <th rowspan="2">事業名称</th> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">従業員数 (人)</th> <th rowspan="2">従業員 (人)</th> <th colspan="10">事業所直営の被害状況</th> <th rowspan="2">被害額計 (千円)</th> <th rowspan="2">被害率 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">建物</th> <th colspan="2">機械設備</th> <th colspan="2">備品、資料等</th> <th colspan="2">仕掛品等</th> <th colspan="2">被害額</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>倒壊 (㎡)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th>倒壊 (㎡)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th>備品、資料等 (千円)</th> <th>備品、資料等 (千円)</th> <th>仕掛品等 (千円)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>水戸市</td> <td>製造業</td> <td>茨城県産物</td> <td>食品製造</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="17" style="text-align: center;">計</td> </tr> </tbody> </table>		No.	所在地	事業種別	事業名称	業種	従業員数 (人)	従業員 (人)	事業所直営の被害状況										被害額計 (千円)	被害率 (%)	建物		機械設備		備品、資料等		仕掛品等		被害額									倒壊 (㎡)	被害額 (千円)	倒壊 (㎡)	被害額 (千円)	備品、資料等 (千円)	備品、資料等 (千円)	仕掛品等 (千円)	被害額 (千円)			01	水戸市	製造業	茨城県産物	食品製造	10	10												計																
No.	所在地								事業種別	事業名称	業種	従業員数 (人)	従業員 (人)	事業所直営の被害状況										被害額計 (千円)	被害率 (%)																																																									
		建物		機械設備		備品、資料等		仕掛品等						被害額																																																																				
							倒壊 (㎡)	被害額 (千円)	倒壊 (㎡)	被害額 (千円)	備品、資料等 (千円)	備品、資料等 (千円)	仕掛品等 (千円)	被害額 (千円)																																																																				
01	水戸市	製造業	茨城県産物	食品製造	10	10																																																																												
計																																																																																		

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、水戸市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や茨城県、水戸市の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・茨城県及び水戸市行政の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当地域の職員だけでは対応が困難な場合には、他の被害が比較的少ない地域からの応援派遣等を水戸市・県連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

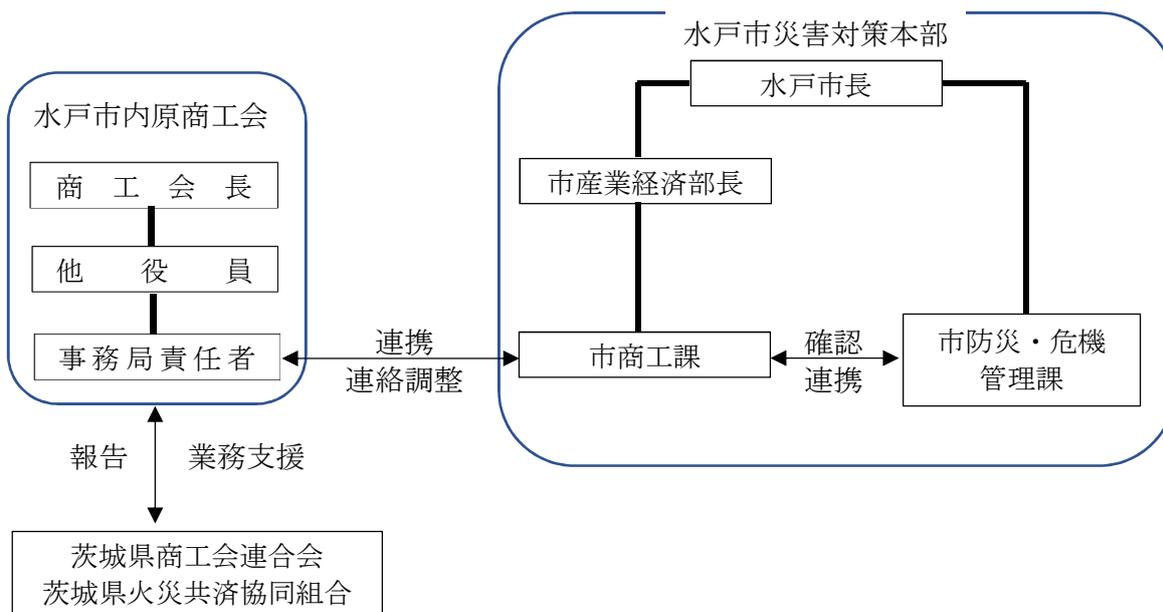
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
法定経営指導員 中川敦浩 (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段, 頻度 等)
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 商工会
水戸市内原商工会
〒319-0317 茨城県水戸市内原1-202
TEL: 029-259-2803 / FAX: 029-259-5935
E-mail: us2000maple.ocn.ne.jp

② 関係市町村

水戸市 産業経済部 商工課

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1

TEL: 029-232-9185 / FAX: 029-232-9232

E-mail:commerce@city.mito.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	180	180	180	180	180
・ 会議運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県・市補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等